

第2検討部会 会議録

会議の名称	第27回 第2検討部会
開催日時	平成20年11月6日(火)18時00分から20時00分
開催場所	川口市職員会館 2階 講座室A
出席者	(部会長)平副委員長 (委員)石井委員、大関委員、小川委員、河合委員、篠田委員、立石委員、永瀬委員、吉田委員
会議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 起草委員会に係る報告 ・ 素案に対する委員意見 ・ 今後の日程、進め方
会議資料	「第27回検討部会」、「起草委員会における起草方針について」、「素案における各項目の関係」、「素案作成のためのたたき台」、「対話集会意見集(各部会)」、「委員意見集」
発言内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 起草委員会に係る報告 【素案に対する意見】 ・ 事務局より起草委員会の検討方針、検討日程、素案作成のためのたたき台を説明した。 (質問) ・ スケジュールが伸びていると感じるが、当初の予定通りか。 (事務局)最後の2日間は予備日である。また、11月中旬以降は意見反映を行うことを想定している。 ・ 部会の意見をどのように反映させるのか。 (事務局)素案への意見反映は13日の起草委員会で出来るように調整している。 ・ パプコメ等には対話集会の意見も含まれるのか。 (事務局)そのように認識している。 ・ 素案に対する委員意見 (質問) ・ 個人の意見か、部会の意見か。 (事務局)個人の意見だ。 ・ 意見者の氏名は記載されるか。 (事務局)編集委員会等では無記名だった。 ・ 意見提出委員より自身の意見について説明。(永瀬委員、平委員、立石委員、高橋委員(代理:石井委員)) 【市民の役割】

- ・ 市民の責任を定める必要がある。また、協働については、せめて定義は盛り込むべきである。
- ・ 市民の役割は市民の役割と責務とするとの意見がある。ただし、この議論は編集委員会で既出であり、採用されなかったものと記憶している。
- ・ 素案の 3 ページでは責務を必要としない主な意見は、権力者の統制が目的でありと書いてあるが、これは市民が主人公と言うことと矛盾しないか。
- ・ 権利を互いに尊重して守ることが義務という編集委員会での議論だったと記憶している。市民の責務を論じる際には、明確な定義が必要である。自覚とは相互に権利侵害しないよう尊重することとするのであれば、必ずしも責務を盛り込むことができない。
- ・ 自覚であれ、責務であれ具体的な定義が必要だ。「お互いの権利を尊重することを義務とする」とすればよいのではないか。それであれば責務を必要としない人にも受け入れられる。
- ・ 法を守る責務というのはどうか。ルールを守らない人が増えているので責務論が叫ばれている。日本国憲法に記載されているほかのこと(健康に暮らすこと)等が書いてある以上、条例に載せてもよいのではないか。
- ・ 納税義務は基本的な市民の責務と自然に言うことができる。具体的な記載事項として納税を記載することは問題ないのではないか。
- ・ 生活困窮者への影響をどのように考えるのが問題だが、平和で幸せに生活をする権利という部分でフォローできるのではないか。
- ・ 聞くところによると、「払いたくても払えない」人よりも「払えるのに払わない」人が多くなっているとのことであり、課長級職員が休日を活用したところ払えるにもかかわらず未納の市民が大変多かった。
- ・ 責務は必要ではないか。
- ・ 同感である。
- ・ 川口市は住民の流動性が高い。未納のまま引っ越した場合には徴収が難しい。
- ・ 責務とだけ記載するという意見や、責務の内容を示す意見等あったが、意見を寄せていただきたい。

【目的】

- ・ 遂行よりも確立が良いのではないか。確立には遂行の意味も含まれる。

【定義】

- ・ 自治の定義は、権利を実現することよりも市政を遂行することが目的

である。

- ・ 市政には何を含むのかが不明だ。自治にはごく身近な出来事も含むと考えているが、市政は仕組み的なものと理解している。
- ・ 市政とは行政と議会の両組織だ。
- ・ 条例全体についての意見と言葉遣いに対する意見がありうる。
- ・ 理念的な色合いの強い条例であるので、市政の理念がどのようなものかは明らかにされる必要がある。市政には市民も含まれると考えている。ただし、この場合の市民の役割は納税と選挙であると認識している。
- ・ 条例全体の制定目的と関係する部分である。
- ・ 市政とは、議会であるとのイメージを持っている。仕組みだけではなく、活動も含むものであると感じている。

【協働の原則】

- ・ 素案の第3項以外を消し、誰が提案者かということは書かず、協働が双方合意に基づくものと規定すること等を提案したい。
- ・ 編集委員会では、協働の申請が大量に寄せられた場合にどのようにするのかということ、行政が協働を行うことは権限として不可能という指摘があった。
- ・ 他の部会では協働の議論をしていないので編集委員会の議論は生煮えで終わってしまった。
- ・ ゴミ収集を例にとると、回収日の設定等合意がないにも関わらず協働とも取れる行動が行われていることがあるが、必ずしも合意は必要ないのではないか。
- ・ ゴミ出しは別途法律や条令等で定められたルールに従っていると捉えると協働と呼べるものであろうか。

【住民投票】

- ・ 別途検討機関を設けて、発議要件等を定めたほうが良いと考える。現段階では住民投票を実施することができる、とすればよいと考える。住民投票条例についても検討機関の中で検討すればよい。
- ・ 住民投票を行うこともできるとの形式で規定すればよいと考える。
- ・ 素案では、住民1人でも発議できるように受け取れるので、一定数以上の市民の発議としたほうが良い。
- ・ 住民投票条例を作る目的は、自治法上はせっきく署名を集めても議会の対応次第では却下されることがあるので、一定数以上の署名を集めることによる住民投票の保証を得ることである。
- ・ 条例をまず作ることを重要視していたが、現行では住民投票の実施が定められている。

- ・ 今後条例で住民投票制度を策定していくことが必要と編集委員会で話した。
- ・ 住民投票を実施しなければならないという意見と実施することができるという意見について議論されているが、そもそも住民投票を実施する必要があるのか、という問題提起をしたい。
- ・ いざというときに機動的に対応するために条例を策定しておくことが求められる。
- ・ まず制定するかしないかという議論をしっかり行い、その後に中身に進むべきであると考えている。住民投票の形を作ったほうが良いと考えるが、その前に必要性等を議論したほうが良いと考える。
- ・ 住民投票を実施することが出来ると定めておけばよい。
- ・ 素案では住民投票を実施することができるがあるが、義務規定から権利規定に変わってしまった。一定数以上の住民の発議といった要件を設けて、実施しなければならないとしたほうがよいと考える。

【議会・議員の役割・責務】

- ・ 会派の役割は政策立案において重要であり、また、川口市では会派の活動が重要であるので、会派への言及が必要であると考えている。
- ・ 会派について条例において言及する場合、会派の説明が必要である。
- ・ 会派及び議員はというところで、議案の議決において、会派と議員個人の双方を匂わせているので、細かく限定していない。地方議会は個人の議員と言うよりは会派として行動している面も大きい。
- ・ 会派単独であるとわからないが、議員（会派）という書き方なら意味がわかると思う。

【市政オンブズマン】

- ・ 本当に必要ではないのか、という疑問もあった。成果を挙げている自治体もある。市政オンブズマンとは何かという議論の途中で終わった。
- ・ そのような議論結果であったなら、起草委員会でそもそも論も検討していただければよいと考える。
- ・ せいぜい残したとしてもできる、という表現だろう。

・ 今後の日程、進め方

- ・ 起草委員会から、意見提出が可能な素案の案や中間報告が出た際には、意見だしを行うので、第 28 回検討部会を 11 月 21 日（金）18 時より開催する。また、12 月上旬までには起草委員会の議論が固まっている予定であるので、第 29 回検討部会を 12 月 4 日（木）18 時より予定する。

（以上）

次回以降日程	第 28 回検討部会 11 月 21 日 (金) 18 時 ~
	第 29 回検討部会 12 月 4 日 (木) 18 時 ~
	川口市職員会館 3 階会議室